

平成 24 年度林野庁事業評価技術検討会議事録

〔「(2)平成 25 年度事前評価について <非公開>」部分〕

1. **日 時** 平成 25 年 3 月 4 日（月）13：30～15：05〔該当部分は、14：33～15：05〕
2. **場 所** 農林水産省第 2 特別会議室（農林水産省本館 4 階）
3. **出席者** 林野庁事業評価技術検討会委員
石川委員、酒井委員、佐藤委員、田中委員
農林水産省政策評価第三者委員
大山委員
林野庁
企画課長、整備課長、治山課長、計画課施工企画調整室長
企画課総務班担当課長補佐、企画課政策評価班課長補佐
4. **議 題** (1)平成 24 年度期中の評価及び完了後の評価について
(2)平成 25 年度事前評価について <非公開>

5. 議事録

【前半部分からつづく】

（酒井座長）

それでは、平成 25 年度事前評価について、先ほど同様に、始めは、施工企画調整室長より評価結果の全容を、続いて、各評価書（案）を作成した事業主管課長より具体的な説明をお願いします。

（施工企画調整室長）

それでは施工企画調整室長小島の方から、説明させていただきます。

資料 6 をご覧下さい。平成 25 年度林野公共事業の新規採択の方法について（案）についてご説明いたします。新規事業の実施地区の採択に当たっては、林野公共事業における事前評価マニュアル等に基づき、事業の必要性、効率性及び有効性の 3 つの観点から総合的に評価を行い、他の基準も満たしている事業であることを確認し、採択を行うこととしております。

これまで本検討会につきましては、補助事業と直轄事業をお諮りしていたところですが、直轄事業につきましては、今年度から、各森林管理局に設置しました森林管理局技術検討会において別途、お諮りすることとしておりますので、今回からは民有林の補助事業についてのみお諮りすることとなりましたことにつき、あらかじめご承知おき頂きたいと思

ます。

それでは事業の考え方についてご説明いたします。この新規採択に係る事前評価の手法としては、2の事前評価の手法にありますように、定量的に判断する費用対効果分析と、必要性、有効性を含め定性的に判断するチェックリストの2つの方法で評価することになっております。

また、事前評価の義務づけとなるのは、政策評価法及び政策評価法施行令に定める10億円以上の総事業費を必要とする新規事業実施地区となります。

まず、費用対分析のところになりますが、先ほどご説明させて頂きましたので、省略させて頂き、チェックリストの方の説明をさせて頂きます。資料6の参考2林野公共事業における新規採択チェックリスト(案)とございますが、こちらの、治山事業チェックリストがあります。チェックリストの判定項目は必須事項と優先配慮事項の二つに分けて、費用対効果では分析できない事業の必要性、有効性について定性的に判断するものです。まず1枚目の必須事項について説明いたします。必須事項については、事業の必要性、技術的可能性、事業による効率性、事業の採択要件の適合性、自然との共生を事業の必須事項としておりまして、審査の内容に基づきまして、右の判定という欄があるかと思いますが、判定の基準につきましては、2ページ先のチェックリストの判定基準というのがございます。こちらの評価の内容と右の方に判定基準というのがございまして、こちらの判定基準に基づきましてチェックを入れるということになっております。

次に、優先配慮事項ですが、事業の必要性、効率性及び有効性等の程度をより明確にするため、項目ごとに原則としてA、B、Cの3段階で評価するものでございます。先ほどのチェックリストの優先配慮事項をご覧頂きますと、左の方から、評価項目、評価指標、判定基準となっております。これでA、B、Cというのを判定するということになっております。5枚目以降は、民有林、国有林の森林整備事業、水源林造成事業を掲載しています。これらはすべて同様の考え方で判定基準を設定しております。

続きまして資料7「平成25年度事前評価の結果について(案)」についてご説明させて頂きます。

平成25年度の林野庁補助事業につきましては、民有林補助治山事業において2件が評価対象となっておりますので、担当課長より代表事例を説明いたします。

(治山課長)

では、資料8をご覧ください。

今回、事前評価の対象になるのは、いずれも、福島県の防災林造成。南相馬市の小高地区と相馬市の相馬地区でございます。いずれも事業実施主体は福島県です。代表事例といたしまして、南相馬市の小高地区について説明させて頂きます。1枚めくって頂きますと、

室長より説明がありました、チェックリストと分析の結果ということで、小高地区は、B/Cにつきましては1.68、相馬地区につきましては1.89という結果になっております。

代表事例を個表に沿ってご説明させていただきます。平成25年度から10年間の事業計画ということで考えております。この地区はご存じのとおり、一昨年(平成23年)3月11日の東日本大震災に伴う大規模な津波によりこの海岸防災林が流失しております。それとともに、一部の地域で地盤沈下や侵食によって海岸防災林の基盤となっているところが失われた様などころがございました。この海岸防災林というものは、元々、後背地の人家や田畑への飛砂、つまり、砂を飛ばすのを抑えること、風を防ぐための防風、そのような役割を果たしてきました。今回、津波のエネルギーが非常に大きかったということで、大変被害が大きかったわけですが、一方では、津波のエネルギーを減衰させた、到達時間を遅らせた、漂流物を捕捉した、という様な、津波に対する一定の効果が確認されております。そういったことも踏まえて、津波に対しても強い、そういった海岸防災林の復旧再生を進めていくことが必要となっております。

この地域では、防風、防潮、津波に対する効果をさらに発揮するために、林帯幅、海岸林の幅でございしますが、元々50~100mだったものを100~200mに拡張して行っていく。植栽基盤ということで、今回、津波で松の木が流されたりしたのですが、なぜ流されたかと申しますと、比較的地下水の位置が高く松の根が伸びていっても、地下水に達しますと植物は根を伸ばしません。そうすると、根が浅い状態でお皿状の根になってしまい津波に対してより流されやすいことが技術的にも確認されておりますので、根がしっかりと張る様に地下水から2~3m土を盛って、植栽した木がしっかりと根を張る様に植栽基盤の盛土を行って、植栽して海岸防災林の復旧・再生を図っていくような事業計画となっております。

主な事業内容ですが、盛土工といたしまして、3,000,000 m³。植生導入工、最初、植えたときに風等で苗が被害を受けますので、暴風垣、垣根そういったものを行い、こちらを150ha実施します。

総事業費としては、112億64百万円、費用対効果の総便益は150億37百万円、総費用は89億34百万円で分析結果は1.68になっております。

被災地の復旧・復興を進めるに当たり、海岸防災林の飛砂・風害の防備等の災害防止機能の発揮が求められているとともに、先ほどの津波に対する効果ということで、海岸防災林だけで津波をすべて抑えることはできませんが、一定の効果があるということで、多重防御の一つとして津波被害軽減効果を考慮した海岸防災林の再生・復旧が重要だということで、事業の必要性が認められると考えております。

効率性といたしましては、先ほど申しましたとおり、地下水位の高い箇所に限って計画するなどコスト軽減に努めております。

海岸防災林の復旧・再生により、飛砂・風害の防備等の災害防止機能や津波に対する被害軽減効果の発揮が見込まれることから、事業の有効性が認められると考えています。

次のページの便益集計表をご覧ください。便益としては、環境保全便益といたしまして炭素固定便益と飛砂軽減便益。災害防止便益といたしまして潮害軽減便益を見込んでいるところでございます。

次のページに評価箇所の概要ですが、青で囲まれたところが、全体計画区域ということで津波等の被害が想定される区域でございます。赤で塗られているところが、事業対象区域ということで復旧・再生、または増設するところでございます。

次のページでございます。いくつかの区域に分かれておりますが、所々、海岸防災林がない場所がございますが、こちらは、元々小山になっている箇所でございます。津波等が来ない影響のない地区でございます。次のページは、津波被害前と被害後ということで写真がございますが、緑で濃くなっているところが森林でございます。下に海岸防災林復旧事業イメージ図でございます。海側には、海岸保全区域ということで、海岸事業の方で堤防等を設置いたしまして、その後ろ側に海岸防災林を復旧、あるいは拡大して造成するというのを福島県で計画しております。私の方からは以上です。

(酒井座長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見、ご助言などがありましたら、お願い致します。

(石川委員)

海岸防災林による津波対策として重要な事業だと思います。

広い林帯をこれから新しく作っていくということであれば、津波対策にも効果があると思うのですが、具体的にはどのような樹種を植栽するのですか。普通はマツなどが多いと思うのですが、イメージ図によれば、広葉樹のような感じがします。どのような樹種を考えられていますか。

(治山課長)

樹種については、福島県の基本的考え方では、塩や風に強いクロマツを植えていくと聞いています。海岸防災林の復旧・再生に当たりましては、一昨年から昨年にかけて学識経験者の方に集まって頂いて、今後の復旧の方法についてご提言を頂いたところです。その中で樹種については、海岸部の最前線は、塩や風に強いクロマツを基本とし、林帯幅を拓げるので、内陸側では、比較的環境も安定していることから、地域のニーズや地域の自然条件を踏まえた中で郷土樹種、そこに合った樹種も植えていくことも検討することが

必要ではないかというご提言を頂いておりまして、福島県としても内陸部においてはそういったことも選択肢の一つと考えているものと理解しています。

(施工企画調整室長)

若干、補足させて頂きまして、林野公共事業技術基準というものを作成しております。先ほど治山課長からお話がありました海岸防災林につきましても、現在、別途林野庁で専門家の御意見を踏まえて、海岸防災林の技術基準の作成をしているところでございます。

(佐藤委員)

300万 m^3 の盛り土ということですが、この量はどのように調達されるのか。

(治山課長)

今回の復興事業に当たりましては、海岸防災林のみならず、各種事業の中で土砂、資材等の調達も一つの課題となっております。例えば、福島県におきましては、土砂をいかに調達していくか、県の中で協議会を設けまして、その中で土砂の調達方法、どこから持ってきたら良いのか、あるいは、どこで使うのか、どこから出てくるのかというコーディネートも協議会の中で進められていると聞いています。海岸防災林におきましては、土砂を使うに当たりまして、今回の津波で災害廃棄物が大量に発生しておりますので、そういったものも積極的に活用していこうと事業実施主体と話をしております。但し、災害廃棄物もそのまま埋めると廃棄物処理法違反になってきますので、ちゃんと分別して安全性が確認されたものを使っていくということにしております。具体的には、今回の津波で出た津波堆積物、これは非常に土砂に近い性質のものでございますので、そういったものをふるいにかけることによって、異物などを除いて、さらに有毒なものが入っていないかどうかを確認して積極的に盛土材として活用していこうと考えております。それでも不足すると思われるので、先ほど申しました各県の協議会を通じて調達をすることにしております。

(佐藤委員)

林帯幅100～200mということは、かなりの植栽面積となると考えられますが、順番、海岸線から内陸に向かって、どのように進めるのですか。

(治山課長)

順番にできると良いのですが、いくつか植栽に当たって調整する必要があります。

例えば、海岸部の中でも地盤沈下をしているところがあり、そうすると、海岸線に堤防等がございますので、その堤防工事の進捗との調整が必要であり、その上で、盛り土を行

い、植栽基盤を整備することになります。また、後の方は、林帯を拡幅するということになるため、農地や住宅地等の土地利用との調整が出てくる可能性がありますので、必ずしも端から順番ということではなくて、条件整備の整ったところから植栽することになります。

(佐藤委員)

大変ですけど、よろしくお願いします。

(大山委員)

確認ですけれども、福島県の方で専門家や県の事情に詳しい方が検討されて出てきているので、大丈夫だと思いますが、南相馬なので、いわゆる放射性物質の汚染の影響があると、ベネフィットの前提が変わってくるとか、事業計画のところに全く影響がないということの評価書(案)を作成しているのでしょうか。

(治山課長)

福島県の中でも南相馬や相馬の海岸部については、放射性物質の濃度が低いところですが。警戒区域等からも外れているところがございますので、基本的には通常に事業を進めていって問題のないところですので、早期に復旧・復興を図っていくというのが地域から求められているということでございます。

(酒井座長)

他に特によろしいでしょうか。

非常に重要かつ遠大な事業になるかと思っておりますので、作業の安全面に留意して、遂行して頂きたいと思っております。

ただ今の「治山事業の事前の評価結果(案)」について、必要性、効率性、有効性など評価の観点から妥当なものになっているのでしょうか。

ご異議が無いことをここで確認しました。

他に、全体を通してでも、御意見ございませんでしょうか。他に意見がないようですので、一言、非常に日本列島、先ほどの地すべり、地震、豪雨、豪雪等自然災害が多い中で国土保全、防災、山村振興、林業振興など多方面で意義を持っている事業かと思っておりますので、引き続き、励んで頂きたいと思っております。

それでは、本日の議事については、以上として、この後の進行を事務局にお返しします。

(企画課総務班担当課長補佐)

ありがとうございました。

ここで企画課長より評価結果の今後の取扱について御説明を致します。

(企画課長)

本日は、長時間に渡ってご検討頂きまして、また、いろいろな貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

資料9をご覧頂きたいと思います。今後のスケジュールでございます。本日のご助言やご意見を踏まえ、ご覧頂いた評価書(案)等に必要な修正などを施した後、省内手続きを進めまして、評価結果を決定し、公表して参りたいと考えております。

なお、この過程で、評価書(案)に修正等が生じたときの取り扱いにつきましては、座長にご一任頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(特段の意見なし)

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

(企画課総務班担当課長補佐)

それでは、連絡事項でございます。

本日の資料のうち、平成25年度公共事業の箇所別予算が公表前であることから非公開としました資料8の事前評価に関する資料につきましては、予算が公表されるまでの間、取扱注意として頂きますようよろしくお願い致します。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、林野庁ホームページ上で公表させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、林野庁事業評価技術検討会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。